

平成 28 年熊本地震における対応

1 政府の初動体制

＜政府対策本部の設置＞

- ・平成 28 年 4 月 14 日（発災当日）、官邸対策室を設置。緊急参集チームの招集。防災担当大臣を本部長とする「非常災害対策本部」を設置。
- ・4 月 17 日、内閣官房副長官をヘッドとして各府省事務次官等を構成員とする「被災者生活支援チーム」を設置。
- ・4 月 15 日、非常災害現地対策本部を設置。防災担当の副大臣又は政務官が交代で指揮。また、国と熊本県の情報共有を図るため、県災害対策本部と合同で会議を開催。



＜職員の派遣＞

- ・現地対策本部に、各府省の局長・審議官級の幹部職員を派遣し、毎日定例会議を開催して、迅速な意思決定、省庁横断的支援、県幹部との直接協議等を実践。
- ・6 月 20 日までに、7 省からのべ 8, 3 8 8 人を応援職員等として市町村に派遣。

2 主な対応の評価と課題

＜初動対応＞

- ・発災当日から、警察、消防、自衛隊などの広域応援が奏功し、応急対策が迅速に展開された。また、インフラの復旧についても、T E C－F O R C E 等の投入により比較的早期に進んだ。
- ・情報収集体制については、国が被災自治体に対ししきりに情報要求を行うことにより、自治体に困惑・混乱をもたらした時期もあった。（その後、国は徐々に自治体を通さず直接情報収集）

＜人的応援＞

- ・自治体間による応援が定着し、自治体の枠を越えた応援が行われ、国からも、幹部職員を含めた幅広い人的応援が行われた。しかし、人員応援の全体調整を図る仕組みがないため、内閣府、総務省、全国知事会など、複数の主体がバラバラに人的応援を要請し、応援態勢の偏りや連携不足が見られた。

＜市町村行政機能＞

- ・市庁舎が大きな被害を受けるなど行政機能が大きく低下し、復旧や被災者支援に大きな支障を来した自治体に対し、しばらくの間の確な支援ができていない例が見られた。
- ・一方で、市町村の支援のため省庁から派遣された職員が直接本省と連絡を取り合ったり、避難所運営に係る助言を行うなど効果的な対応が行われたケースもあった。

＜被災者生活支援対策＞

- ・4 月 17 日、官房副長官をチーム長とする「被災者生活支援チーム」を設置し、支援策情報の一元的な提供や複数省庁からの職員派遣に取り組んできたが、被災地においては様々な課題が発生した。

＜プッシュ型支援の実施＞

- ・物資のプッシュ型支援が、災害対策基本法改正後初めて実施され、4 月 17 日から 25 日までの 9 日間で約 204 万食が発送された。被災地の物資供給に余裕が生まれるなど一定の効果があった一方、各避難所への配送手段の不足や情報の混乱などにより、避難所によって配送状況にバラツキが見られた。

【国の「初動対応検証チーム」検証レポートから】

（○：評価し得る項目、×：反省点や改善すべき事項）

＜初動対応の体制＞

- × 現地対策本部における状況把握は、当初、主に県を通じて行っていたこともあり、一部被災市町村の状況把握が正確にできない状況であった。当該被災市町村を支援すべく国や県の職員を新たに投入するものの、いっこうに事態が改善しない状態が続いた被災自治体があった。
- 今回の初動対応として、自治体の状況・ニーズを国が直接把握するために、被災市町村に国の職員をリエゾンとして早期に把握したことは評価できる。この派遣により、被災市町村の要望等が直接国に伝達できるようになったとともに、被災地の状況を現地対策本部に報告することができた。

＜自治体支援＞

- × 応援職員がその役割を果たすためには、被災した市町村が速やかに指揮系統を回復できるか否かが重要であるが、今般、市町村の業務が停滞した大きな要因として、庁舎が被災し、自治体としての一体的な執務継続ができなくなったことが挙げられている。
- 今般は、K 9（現地対策本部幹部級会合）の中にいた県・市町村の個別事情に精通した幹部職員が、当該被災自治体の指揮系統が混乱しておりそのままでは回復困難な状態であると判断し、新たに国の課長職員を約 1 週間にわたり派遣し、当該被災市町村の指揮系統の再構築を直接に行った。これによって、ようやく当該被災市町村の災害対応機能が回復した。
- × （リエゾンの派遣について）業務内容に関する十分な説明もないままに現地に派遣されたケースが散見された。
- 派遣職員が被災地の勤務経験を有していたり、出身地であったり、何らかの土地勘をもっていることなどが現地での調整等によい結果をもたらした。
- × 他の自治体からの応援職員等の活動状況についても、現地対策本部と被災自治体との間で共有されていなかった。

＜避難所運営＞

- 今回の初動対応においては、自衛隊が速やかに生活支援活動を開始したことから、食事や風呂の提供が速やかに行われ、環境の安定化に効果を発揮した。
- × （被災者に対する情報提供は、）情報量が多いこと、情報の更新がわかりにくいことなど、的確に被災者に伝わっていなかった場合もあった。
- × 被災者の衛生管理等を図るため、多くの医療チームや保健師チームが被災地に入り、被災者のケアを行ったが、それらの情報が共有されなかった場合があった。
- × （福祉避難所について）被災地での認知度が低く、要配慮者以外の被災者も多数避難してきたこと等から、物資の不足や介護職員等の体制確保に支障が生じ、その特性を十分に発揮できなかった。

＜物資輸送＞

- （プッシュ型の）物資支援によって、発災直後の自治体の負担を軽減しながら、水、食料といった主要物資の不足感がなくなり、被災者に安心感を与えることができた。
- × 災害発生当初、国は広域物流拠点への搬入を担えばよいとの発想に立ち、物資の情報管理を発送ベースでしかとらえていなかったものもあった。このため物流が滞った場合に迅速な対策の企画立案ができなかった面がある。
- × 実際に物資を調達するに当たっては、物資調達担当省庁を含めた意思決定ルート of 複雑さ・不明確さから、たびたび情報が錯綜し、意思決定が滞った。

＜その他の気づき等＞

- ・今回の災害対応において、内閣府防災は、被災地において現地対策本部を運営しながら、東京において政府全体の調整等を行った。しかし、指定職クラスの幹部が限られていることや派遣された者への支援が十分ではなかったことなど、対応に支障をきたす面があった。
- 内閣府防災は、更なる災害対応機能の強化を図る必要がある。